

「五島市心のふるさと市民」募集要綱

(目的)

第1条 この要綱は、五島市が行う「五島市心のふるさと市民」(以下「ふるさと市民」という)の募集に関して必要なことを定めるものです。

(資格)

第2条 ふるさと市民として住民登録できる方は、長崎県五島市以外に在住する方であれば年齢、性別、国籍は問いません。

(登録)

第3条 ふるさと市民として登録を希望される方は、「五島市心のふるさと市民」住民登録申請書(様式第1号)を五島市長に提出する必要があります。

2 登録が承認された方には、「五島市心のふるさと市民」住民票(様式第2号、以下「ふるさと市民カード」という)を発行します。

3 ふるさと市民カードの有効期限は、無期限とします。ただし、登録を抹消したい方は、転出申請書(様式第3号)を提出する必要があります。

(会費)

第4条 ふるさと市民の登録における会費は無料とします。ただし、有料オプションを希望する際は利用料を納付していただきます。

(バーチャル五島市)

第5条 ふるさと市民のネットワークを「バーチャル五島市」と呼びます。

2 バーチャル五島市は、その運営のために「バーチャル五島市役所」を設置します。

3 バーチャル五島市役所は、次の業務を処理します。

- (1) ふるさと市民の住民登録
- (2) オプション利用料、寄付金などの収納管理
- (3) ふるさと市民へのサービス提供
- (4) その他ふるさと市民と五島市との連絡調整

(五島市が期待すること)

第6条 五島市はふるさと市民に、次のことを期待します。

- (1) 五島市を心のふるさととして愛し続けていただくこと。
- (2) 五島市に興味を抱き続けていただくこと。
- (3) 五島市を宣伝していただくこと。
- (4) 五島市民とのつながりを大事にいただくこと。
- (5) 五島市の発展に関するアドバイスをいただくこと。
- (6) いつの日か五島市を訪れていただくこと。

(五島市の役割)

第7条 五島市は、ふるさと市民のために次のものを提供します。

- (1) 五島市の情報
- (2) ふるさと市民への特典・サービス(提供可能な特典・サービスは、事前にお知らせしたものに限定していただきます。)
- (3) 五島市の宣伝に必要なパンフレット等
- (4) ふるさと市民からのご意見に対する最大限の対応
- (5) 五島市へ来ていただいた方へ満足いただける対応
- (6) バーチャル五島市役所の運営に必要な役務

(個人情報の保護)

第8条 「五島市心のふるさと市民」住民登録台帳に記載された個人情報は、第5条第3項の業務以外のことには使用せず、適切に取り扱います。

(その他)

第9条 上記のほかに必要なことは、別に定めます。